

法もある（群馬県勢多郡富士見村、船津氏所蔵の「阿蘭陀外科書」に収載）。

ハ、カンフラ法（第七十四丁）

処方 白蠟^{三百頁}、胡麻油^{百八十頁}、唐土^{三百頁}、マンテイカ^{一斤}、

片腦^{二十四頁}、椰子油^{二十四頁}。

まず椰子油、白蠟、胡麻油を弱く煎じ後に唐土、片腦を加え強火で煮るとある。マンテイカは最後に入れるらしい。

椰子油も入るのでまずポルトガル流である。

「吉雄紅毛膏薬書」では植物油が茨の油に変わっており且つマンテイカを使用しない。しかしながら豚脂は意外と寿命は永く、わが国においても一九七〇年頃まで使用されていた。

こゝに報告したハシリコン法、カンフラ法は共に切創用の外用薬処方と考えられる。詳細については、月刊「皮膚病診療」第二十三巻第二、三、四号（二〇〇〇）協和企画、に「外用剤の洋式古処方あれこれ」と題して連載されているので参照下されば幸甚である。

（平成十二年十一月例金）

吉益脩夫——断種法をめぐる人びと（その四）——

岡 田 靖 雄

吉益脩夫は、吉益東洞から七代目になる。すなわち、東洞

一猷（字修夫）一順（猷の第二女の夫）一震（猷第一女の子）一鐵太郎（震の娘の夫）一雄太郎一脩夫とつづく医家である。

一八九九年（明治三二年）七月一日、岐阜県大垣市にうまれた。一九二四年（大正一三年）三月東京帝国大学医学部を卒業、同級に小林芳人、前田忠重がいた。精神病学教室（呉秀三教授↓三宅鑽一教授）にはいる。一九二五—二六年、東京府立松沢病院医員。一九二七年九月から、司法省より受刑者の精神検査を囑託された。一九三六年（昭和一一年）三月、東京帝国大学医学部講師、同四月脳研究室第二部主班。一九四五年脳研究室助教授、一九五六年脳研究施設教授。一九六〇年（昭和三五年）三月脳研究施設を定年退官し、四月東京医科大学医学部附属総合法医学研究施設犯罪心理部門教授。一九六五年三月定年退官。一九七四年（昭和四九年）七月一日死去、七五歳。

やせ型で、結核をわずらっていた。ひょうひょうとしていながら、せつかちな人柄。脳研究施設では小川鼎三先生といつしよで、お二人のとぼけた会話は、吉益門下の小木貞孝氏（加賀乙彦）の頭医者ものにえがきだされている。

仕事の中心は犯罪精神医学である。一九四二年に医学博士の学位を取得した学位論文「精神病質の遺伝生物学的考察」（一九四一年）は、双生児法による本格的な精神疾患研究の最初のものである。犯罪始期、犯罪の反復と間隔、犯罪の方向（単一方向、同種方向、異種方向、多種方向）の組み合わせによって、たとえば早発—異種方向—持続型などと犯罪者を分類

する犯罪生活曲線を提唱した(一九五一年、一九五六年)。精神鑑定としては、内村祐之とともにおこなった、帝銀事件の「犯人とされた平沢貞通の鑑定がおおきい(脱髄脳炎後の空想虚言症とその刑事責任能力について」、一九五七年)。もつとも、平沢に責任能力ありとする結論に、吉益は積極的でなかったともつたえられる。一九六〇—七二年と『犯罪学雑誌』の編集主任であった。吉益はまた、死刑廃止論となえていた。

これらのほかでは、ハンチントン舞踏病の日本で最初の臨床・病理解剖学的研究(一九二七年)、夢の研究(一九二八年)などもある。夢に関連しては、S・フロイトの学説にきびしく批判的であった。

断種問題では、初期には、菊地甚一が編集の中心になっていた精神衛生学会の雑誌『脳』に、そののちは民族衛生協会の機関誌『民族衛生』に、つぎつぎと論説を発表していた。断種問題についての著書も、『社会防衛としての断種の問題』(一九三二年)、『優生学の理論と実際』(一九四〇年)、井上英二・上出弘之・武村信義との共著『優生学』(一九六一年)と、三冊ある。最後のものは『優生学の理論と実際』の増補改訂版で、共著者によってあたらしい知見がつけくわえられているが、その骨格はかわっていない。

『優生学の理論と実際』の構成は、

第一部

文化と民族の変質、優生学より見たる天才の問題、精神疾患の遺伝と家系的研究、経験的遺伝予後の研究、雙生

児研究の人類遺伝学に対する意義

第二部

断種の方法、世界各国における現行断種法、アメリカ合衆国の断種法に就いて、断種問題に対する論議の検討、去勢と社会防衛、結婚相談と結婚相談所の機構

となっている。逆淘汰による不適者増加への危惧と精神疾患の遺伝学的研究の成果とをふまえて、断種の必要性をといっているのである。

吉益のばあい、累犯者のなかに精神病質の人がおおくみられること、また、自分の双生児研究からみて精神病質の成因に遺伝がおおきく関与していることが、断種を積極的に推進しようとの動機になっていたろう。避妊による逆淘汰で民族が変質していくとの危機感は断種支持者に共通するものであったが、吉益にはニーチェ思想への共感もあった。精神疾患の遺伝が充分には解明されていない現状では、強制断種はとるべきでない点は力説されているが、全体の論調としては、遺伝性のつよい精神疾患をもった人にたいしてはどうしても断種を推進したいという意向がにじみでている。結婚相談の重要性も吉益は指摘している。

精神医学者で断種の必要性をとく先頭にたった人として、脳研究室の長でもあった三宅、青木廷春、吉益の三人がいる。三宅はかつぎあげられているという感じがつよい。青木(一九二七年東京帝国大学医学部卒)は厚生省の担当技官で、断種の必要性をとくことは当然であった。この三人のなかで

は、吉益がもつとも理論的であった。民族衛生協会による断種法案準備に吉益がはたした役割りはちいさくないようである。

戦後にも、吉益の断種推進の理念はかわっていない(もつとも、国民優生法は手ぬるいというのが、大勢であった)。一九四八年には吉益は、軌道にのりかけた国民優生施策が実質上中絶していることは遺憾であるとし、また刑務所から優生手術の申請が皆無であったことを指摘している。法改正の方向としては、女に放射線断種をみとめること、遺伝性精神病患者の妊娠中絶をみとめることを要望している。あたらしい優生保護法については、母性保護の面が優性断種面をおおってしまふことに危惧を表明している。

一九六一年の『優生学』では、ドイツにつき、一九三三年の遺伝病子孫防止法は「当時としてもつとも科学的に精確なすぐれた法律であった」といえる。しかしそれが軌道に乗ると間もなくナチ政府の独善的な民族主義がドイツの科学的に厳正な遺伝学、ひいては優生学に重大な害を与えたことはまことに惜しんであまりあることである」としるす。

二〇〇一年一月例会

小川鼎三先生 生誕一〇〇年記念特別例会

元理事長小川鼎三先生の生誕一〇〇年を記念しての特別例

会が、二〇〇一年四月十四日、順天堂大学有山記念館講堂において百名をこえる参会者の出席をえて開催された。

司会の真柳 誠理事によつて開会が宣言され、まず蒲原宏理事長が挨拶に立つて、小川先生は戦後の日本医史学会が混沌とした時期に理事長として、総会開催と機関誌の刊行を二本柱にして学会運営を軌道に乗せた「中興の祖」であると賞賛の辞を呈した。

門下生代表の中井準之助名誉教授が健康を害されて出席が叶わなかったため、そのご挨拶を大塚恭男常任理事が代読した。

ついで講演にはいり、それぞれの講演社が教えを受けた立場からみた小川先生の業績や人となり、持ち味のにじみでた語り口で語りきった。なお座長は石原 力理事と深瀬泰且常任理事がつとめた。

最後にご令息の小川東洋氏が挨拶の中で、こんなにみなさんから慕われていた親父はなんと幸福者であったらう、としみじみとお礼の言葉を述べられた。小川先生のふくよかしたお人柄がにじみでた、心温まる例会であった。

小川鼎三先生 生誕百年祭に

中井 準之助

先生が亡くなられた時、私どもは先生は長寿を全うされた